

第3章 史跡中山道の概要

第1節 中山道の概略

(1) 街道（道路）

中山道は、近世五街道の一つであり、東海道と並んで江戸と京都を結ぶ主要な街道です。徳川家康が中山道に伝馬制を設定したのは、東海道に伝馬制が設定された翌年、慶長7年(1602)のこととされ、徳川家康が御嶽宿（御嵩宿）の野呂氏に下した「御嶽宿伝馬掟朱印状」（野呂家文書）には以下の記載があり、中山道における伝馬制の成立を知ることができます。また、同様の文書は同年3月7日付で岐阜町にも出されています。

（徳川氏伝馬朱印）

此御朱印無之して、人馬押立者あらハ、其郷中出合打ころすへし、若左様二ならざる者在之者、主人を聞届可申物也

慶長七年二月廿四日

朱印

江戸を結ぶ街道として東海道と中山道の2街道が整備された理由には諸説ありますが、一方の街道に災害などが生じた際の備えのため、また主要な木材産地として経済的に重要であった木曾谷を押さえるためであったとも言われます。

美濃国内の中山道を見てみても、北国街道や伊勢街道など多くの脇往還とつながる交通の要所であり、軍事的にも経済的にも重要な街道であったと考えられます。

そして、美濃国内の中山道整備に大きな役割を担ったのは美濃国奉行大久保長安（石見守）と言われます。瑞浪市域には慶長9年(1604)に大湫宿、同15年(1610)に細久手宿が新たに設置されましたが、この両宿の設置についても大久保長安が深く関わっていたようです。家康が腹心である長安を美濃国奉行に任じた背景には、いまだ大坂に健在であった豊臣家、九州の島津など去就の定かでない大名が多数残っていたことによるとされています。

しかし、元和元年(1615)の大坂夏の陣で豊臣家が滅亡すると幕府の脅威は取り除かれ、西国の押さえという美濃国の戦略的位置は大きく変化し、その支配は幕府に代わって尾張藩が大きな役割を担うようになりました。

道中政策（街道の諸政策）を概観すると、上記のように中山道には慶長7年(1602)に伝馬制が設置され、各宿場には通行を支えるための人足と馬を常備することが義務付けられました。しかし、通行量の増加によって次第に人馬が不足するようになり、寛永12年(1635)に参勤交代が義務付けられると人馬の不足は恒常化し、寛永17年(1640)には周辺の村々からも人馬を提供させる「助郷制度」が定められました。

万治5年(1659)、幕府に道中奉行の役職が設置されると、これ以後は道中奉行と勘定奉行の協議によって五街道の道中政策が執行されるようになりましたが、五街道以外の道中政策は勘定奉行が所管し、代官や領主を介して間接的に執行したようです。しかし、道路管理の実務（道路や松並木の維持・補修、掃除・除雪等）は宿場や近村の人々の任務であり、宿場などに割り当てられた管理区域は「掃除丁場」と呼ばれました。寛政6年(1794)に凡その完成を見た『地方凡例録』（地方の支配・行政制度の解説書）には、助郷や掃除丁場などについての概要が記載されているので、以下に示します。

一 定助郷大助之事 付加宿之事 掃除町場之事 一里塚濫觴之事

前々は定助郷大助郷と云て有之、中山道日光道中等の内にハ定助郷と云もの稀に有之、又東海道之内にても定助郷なき駅場も有之たる由、其頃定助郷ハ高百石に馬二匹、人足二人位の当りを以て、宿場へ差出し置て勤るゆへ、高掛り物ハ免除なり、大助郷とハ諸侯方参勤交代并に番衆通行等、其外にも大通り有るときは、百石に付凡そ二匹二人位の当りを以て、呼出して召仕ふとなり、通行少きときハ出でず、依て高掛りものも納めしなり、然る処四五十年以来日増に諸家の通行多くなり、古来と違ひ夥く人馬入用に付、百匹百人の宿場、又ハ中山道日光道中水戸海道などの類、五十人五十匹の所にても、宿人馬の上百石二匹二人位にては不足に付、悉く人馬を多く差出し、定助郷の村々勤め続きがたく成行、人馬の差支多く、通行遅滞に成るに付、宿方村方より追々道中奉行所へ願出、吟味の上其後定助の名目相止み、古来極りたる定助の上に宿場最寄の村々を差し村へ願出、当時は五街道（東海道、中山道、甲州道中、日光道中、水戸海道）都て助郷相増残らず定助郷となる、尤も定の字を除き助郷と唱へ、三役の高掛り物免除なり、大助郷の儀は日光の法会、或ハ朝鮮人琉球人来朝、其外にも稀なる大通行有之て、助郷人馬計にては勤め難き節は、駅場より四五里位迄の村方時に望み糺しの上、大助郷人馬を差出すこと成、常にハ大助郷と云は今ハなし、助郷村々のことハ五街道の外、国々脇往還にも極り有之となり、

一 助郷高何宿ハ何万何千石と極り、助郷帳と云帳面有之て奉行所へも差出し、宿場にも所持し、人馬割致し触れるとなり、助郷村ハ其宿より里数近き村々にて、重に相勤む、併し村により役村とて何ぞ地頭用村用、其外上へ拘りたる定式の外に、役を勤めざる村も有之、勿論差村に成り増助郷吟味の節ハ、種々の役を申立といへども格別の訳有之て、弥大役にて助郷勤め難ければ相除き、定式外の役にても差たることになれば、村役には立ざることなり〔中略〕

一 加宿と云ハ、例へば何宿と云名目有之処にても人家少く百匹百人、又五十匹五十人の宿人馬を差出し難き所は、宿場つづきの村々を加宿と極め、一箇村にても二箇村にても駅場等を加へ置、二箇村三箇村の高を以て一箇宿の役を勤む、之を加宿と云、此加宿村にてハ助郷が勤めず、又駅場町並に他村ありて町続に旅籠屋も有之、宿役人も有之て二箇村三箇村にて一宿に立たる駅場有之、之ハ加宿にてハなく本宿なり、箇様の宿場ハ所々に多し

一 往還掃除町場の儀ハ、街道筋へ掛りたる村々にて其地内を掃除するものなり、往還の内何十何町ハ何村掃除場高に割付け傍示杭を建て、遠村より掃除することなり、助郷村ハ多分掃除町場ハ除く、又助郷にても村方地の往還ハ掃除町場に待たることなりて往還所に依て一定ならず、是は前々よりの仕来と聞へ、寢としたる規定もなきことと見ゆ、併し其筋へ伺ハ定法なるや、先づ往還筋の傍示杭等と見請し処にてハ、海内一列にはなくして区々に聞へ古来よりの仕来を用ることと見へたり〔後略〕

瑞浪市域の中山道を見てみても、『中山道宿村大概帳』には、平時は宿場の住人や隣村（瑞浪市・恵那市・土岐市・加茂郡八百津町）の住人が行ったこと、大規模な通行の際は尾張藩から周辺の村々へ追加徴発が行われたことが記されています。

また『古今諸留記』には、細久手宿・大湫宿・釜戸村（瑞浪市）、正家村・藤村（恵那市）

の住民が道作り（道路のメンテナンス）を行ったことが記されており、道路の維持において周辺住民が重要な役割を果たしていたことを知ることができます。

道作場所

- 一 ^(琵琶)びわ坂峠西方道作場所、細久手より支配仕候、右峠より二ツ岩迄六丁十間余、御料所十ヶ村より作り申し候、二ツ岩より町口迄五丁余、大湫より作り申候、町口より山の神迄三丁半、大湫より作り申候、山の神よりしやれこ休石迄二丁二十間余、御料所十ヶ村より作り申し候、休石より雨堤迄三丁五十間余、正家村より作り申候、雨堤より檜木土橋まで十一丁余、大湫より作り申候、土橋より三ツ城沢迄二十五丁余、釜戸より作り申候、三ツ城小沢より深萱山の神迄八丁余、藤村より作り申候、以上

（２）一里塚

慶長９年(1604)からは日本橋を起点として一里塚が築かれるようになり、目印あるいは風雨による損壊防止などを目的として榎や松などが植えられました。片側のみ残る一里塚も多くみられますが、道の両側に一対が築かれるのが本来の姿で、物資の輸送などに際して距離の基準となる役割を担っていました。

その造営時期などを記した史料を以下に紹介します（史料中の下線は加筆）。

■『慶長見聞集』

一里づかつき給ふ事

〔中略〕是に依て当君の御時代に一里塚をつくべきよし仰出たり。されば日本橋は慶長八癸卯の年、江戸町わりの時節新敷出来たる橋也。此橋の名を人間はかつて以て名付ず。天よりやふりけん地よりや出けん、諸人一同に日本橋とよびぬる事、きたいの不思議とさたせり。然に武州は凡日本東西の中国にあたれりと御諚有て、江城日本橋を一里塚のもとゝ定め、三十六町を道一里につもり、是より東のはて西のはて五畿七道残る所なく一里塚をつかせ給ふ。年久治ならず、諸国乱れ辺土遠境せばくなる処に、曲たる処をば見はからひ直につけ道をひろげ、牛馬のひづめの勞せざるやうに石をのぞき、大道の両辺に松杉を植ゑ、小河をば悉く橋をかけ大河をば舟橋を渡し、日本国中民間往復のたよりに備へ給ふ事、慶長九年也。〔後略〕

■『地方凡例録』（『古事類苑』より）

一 一里塚始之事

〔中略〕中頃人皇百七代正親町院之御宇、天正年中、三十六間を以て一里と定らる、一步は六尺、一段は六間、一町は六十間、一里は六百間、此坪数六々の数を伸て、三十六丁一里と極りたる由、其頃一里毎に塚を築しめ、印之木を植させらるる時、松杉を可_レ植哉と、時之武将信長公^江伺しに、松杉は類ひ多ければ、余之木を可_レ植と有しを、役人榎と間違ひ、榎を可_レ植由村々^江申付けしにより、今一里塚之木都て榎なる由、世事談に見ゆれ共、一里三十六町に定りたるは、信長公代にも有べけれ共、一里塚始り国々^江築立、榎を植たるは、大徳院様御治世、慶長十七壬子年、大久保石見守奉行として、從_二江戸_一諸国^江道中筋一里塚を築せらる、下掛り江戸町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門兩人^江被_レ為_レ命、同年二月初旬始_レ之、五月下旬迄に、諸国一里塚悉成就す、〔後略〕

■『碩鼠漫筆』（『古事類苑』より）

一里塚起源

諸国に一里塚を築かせられしは、慶長九年と云を正しとすべし、[中略] さるを江戸町年寄樽屋藤左衛門由緒書に、慶長十七年子年、東海道、中山道、一里塚出来候御用、樽藤左衛門、奈良屋市右衛門兩人^江被_レ仰付_一、藤左衛門道中 罷越、指図仕為_一築立_一罷帰候、銀子拝領仕候、（奈良屋市右衛門由緒書亦同）とあるは誤りなるべし、[後略]

■『徳川禁令考』（『古事類苑』より）

慶長九年辰年二月 諸海道ニ一里塚を築く事

二月四日 一 将軍家被_レ仰出_一、諸海道ニ一里塚つき可_レ申由、右大将家^江被_レ仰越_一、則諸代官ニ被_レ仰付_一、道中ニ是を築、道之両方ニ松を植可_レ申由、右大将より本多佐大夫、永井弥右衛門奉行に被_レ仰付_一、東海道中山道より築初むる、[後略]

■『東照宮御実紀』（『古事類苑』・『徳川実紀』より）

慶長九年二月四日、右大将殿^(徳川秀忠)の命として、諸国街道一里毎に塚（世に一里塚といふ）を築かしめられ、街道の左右に松を植しめらる、東海中山両道は永井弥右衛門白元、本田左大夫光重、東山道は山本新五左衛門重成、米津清右衛門正勝奉行し、町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門も之に属してその事をつとめ、大久保石見守長安之を惣督し、其外公料は代官、私領は領主沙汰し、五月に至て成功す、（家忠日記、当代記、慶長年録、寛永系図、津軽誌、町年寄由緒書、大三河誌、落穂集、世に伝ふる所は、昔より諸国の里数定制ありといへども、国々に異同多かりしが、近世織田右府領国の内に塚を築き、三十六町を以て一里と定む、豊臣太閤諸国を検地せしめ三十六町にさだめ、一里毎に塚をきつがしむ、此時又改て江戸日本橋を道程の始に定め、七道に塚を築かれしとぞ、其時大久保石見守に、塚樹にはよい木を用ひよと仰ありしを、長安承り誤て榎木を植しがいまにのこれりとぞ、落穂集、武徳編年修正、）[中略]
^(五月)是月先に右大正殿より命ぜられたる諸国塚ことごとく成功す。

■『創業記考異』（『古事類苑』より）

慶長九年八月、当月中秀忠公、諸国道路可_レ作ノ由御使相上、広サ五間也、一里塚五間四方也、関東奥州迄右ノ通也、木曾路同如_レ此、

■『当代記』

慶長九年八月 諸道に一里塚を築く

^(八月)当月中関東従_一右大将秀忠公_一、諸国道路可_レ作_レ之由使相上、広サ五間也、一里塚五間四方也、関東奥州迄右之通ナリ、木曾路同如_レ此、

これらの記述から、中山道の一里塚は慶長9年(1604)年の2月から5月にかけて築かれた可能性が高く、大きさは5間四方（約9.1m×9.1m）を基準としたことが知られます。

また、一里塚の高さについては『新編相模国風土記稿』に複数の記載が確認できます。以下では、過去に保存整備事業が実施されている畑宿一里塚（神奈川県足柄下郡箱根町）周辺の記載内容をまとめます。

これらの記述からは、東海道の事例ではありますが、一里塚の高さが統一されていないことを読み取ることができます。『新編相模国風土記稿』は天保12^年(1841)の成立ということで、一里塚が築かれて200年以上を経過していることから、盛土が流失した可能性が考えられますが、当初から高さが統一されていなかった可能性もあります。

■ 畑宿一里塚周辺の一里塚についての記録（『新編相模国風土記稿』による）

宿村の名称	巻	記載内容
小八幡村	36	東海道中ノ東ニアリ、左右相對セリ、高二間、幅六七間、塚上ニ松樹アリ
小田原宿	24	江戸口ノ外南側ニアリ、高六尺五寸、幅五間許、塚上榎樹アリシガ、中古槁レ、今ハ松ノ小樹ヲ植ユ
風祭村	26	東海道側ニ双塚アリ、高各一丈、塚上ニ榎樹アリ、囲各八九尺
湯本茶屋	27	海道ノ西辺左右にニ並ベリ、高五尺余、塚上ニ榎樹アリ、囲六尺五寸許
畑宿	27	西海子坂ノ下海道ノ左右ニアリ、各高一丈五尺
箱根宿	27	小名吉原久保ノ路傍左右ニアリ、高五尺八寸、幅二丈二尺、上に檀樹生ズ

（３）並木

上記の『慶長見聞集』、『徳川禁令考』からは、一里塚と同様に慶長９年(1604)から並木の整備が始まったこと、樹種には松または杉が選ばれたことが知られます。現在の**本史跡**に並木は残されていませんが、『中山道宿村大概帳』には大湫村内に千四百九十八間（約 1620m）、平岩村内に五百三十七間（約 977m）の並木があったことが記されています。大湫村内の並木の具体的な場所は不明ですが、平岩村内の並木は鴨之巣～平岩地区を指すと考えられます。

このように、古記録では瑞浪市域でも並木の存在が確認できること、また中山道の並木の整備や管理について記した史料が複数確認できるので、参考のため以下に示します。

■ 『憲法部類』（『古事類苑』より）

東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中、往還並木植帳、并道造等之義、先達而道中奉行ヲ相達候、

右五街道之外往還、并脇往還共、駅場有_レ之道筋、並木風折枯木根返り等之跡へ、早速植継且右処地根際迄堀付之所は、一二間も土手形_ニ築立、田畑境へ定杭建_レ之、道幅狭所ハ前後同様に道繕、尤相応之所も、以来不_レ狭様往還付、村々々無_ニ懈怠_一可_レ致_ニ手入_一旨、御料は御代官、私領は領主地頭_ヲ可_レ被_ニ申付_一候、〔後略〕

■ 『牧民金監』（『古事類苑』より）

寛政二戌年九月 道中奉行_江

五街道往還並木之儀、手入植足シ、并土手築立、田畑境定杭立木之儀迄、宝暦年中も相触、其後安永年中も、猶又並木敷地は定杭立植足之儀、委細達候上ハ、風折、根返、立枯等有_レ之候ハゞ奉行所_江も相屈、伐取之儀可_ニ申付_一筈ニ候、以来猶更道中筋並木之儀ハ、何ニ不_レ依一己ニ取計間敷候、尤枝折根返等有_レ之、通路之差支ニ相成候ハゞ、早速取除置、其段相届、其外手入植足之儀ハ、先年触候通、弥以無_ニ遺失_一、厳敷可_レ被_ニ申付_一候、右之趣其向々_江可_レ被_レ達候、〔後略〕

■ 『道中秘書』（『古事類苑』より）

道中筋並木高札之義伺済之事

中山道往還並木高札之義に付申上候事

書面伺之通、可_レ申渡_レ旨被_レ仰渡_レ、奉_レ承知_レ候、 岩瀬伊予守

申_レ六月廿八日

石川主水正

戸田采女正御預所、中山道濃州厚見郡鏡島村地面往還並木之内、根返り虫付等に而立枯に相成候節、伐取候跡江苗木植付候而も、往来之旅人踏荒し、又は手折候ものも有_レ之、根付方不_レ宜枯木に相成、村方難渋いたし候に付、為_レ取締_レ御預所手限之高札相建度旨申立候に付、評議仕候処、御預所手限之高札に而は、用方も薄く可_レ有_レ之、其上寛政之度、東海道見附浜松両宿之間、天竜川渡船場際、池田村々脇道を旅人忍び通候に付、通行差留候高札、伺之上相渡候先例も有_レ之候間、道中奉行と認候高札相立候はゞ取締にも相成可_レ申と奉_レ存候〔後略〕

なお、日吉公民館に残る以下の記録（大正五年村会会議録）によれば、平岩村内の並木は中山道の廃道に伴い県有地となり、日吉村の申請により同村に払い下げされたようです。立木についての記載はありませんが、村の収入とするために材木として切り出し、販売されたと伝えられます。

土岐郡日吉村第八回村会々議録

大正五年十一月二十四日日吉村会ヲ開ク其議案左ノ如シ

一 議案第三十一号県有土地払下申請ノ件〔中略〕

右案ニ付議長は続会省略ヲ議場ニ諮リタルニ満場一之ニ決ス

一番議員奥村桂次郎ヨリ、原案ニ価格記載ナシ、特別ノ御詮議ニ預リ金十六円以内ノ価格ニ於テ村長ヨリ申請セラレタシトノ説ニ賛成者有、満場異議ナク之ニ決ス〔中略〕

議案第一第三十一号

右記県有土地四十九筆ハ旧国道中仙道ノ敷地ナリシガ先年廃道トナリ、其後九尺ノ道敷ヲ存置シ残地ハ県有ニ歸シ、地目ハ山林タルモ實際ハ旧国道当時ノ如ク道敷ナレバ、此レガ永遠県有ニ歸スルニ於テハ、人馬ノ交通ニモ甚敷不便ヲ感シ、其数百年來ヲ經歷シタル旧続業モ煙滅ニ歸スルノ虞レモ有之、誠ニ慨嘆ノ至リニ付知事ヘ向ケ特別ノ御詮議ヲ以テ極低廉ナル価格ニ於テ払下ヲ申請セントシ提出候也〔後略〕

第2節 史跡中山道の現況

中山道は、昭和 62 年(1987)に長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町内の一部区域の道路と交通遺跡が国史跡に指定され、平成 3 年(1991)に長和町内で追加指定がなされました。

岐阜県内では、平成 22 年(2010)に中津川市内の一部区域の道路（約 2.5 km）と「新茶屋の一里塚」「落合宿本陣」「落合宿の常夜灯」の 3 か所の交通遺跡が国史跡に追加指定され、平成 28 年(2016)には可児郡御嵩町内の一部区域約 3.6 kmが追加指定されました。

本市内には、江戸日本橋から数えて 47 番目の宿場である大湫宿、48 番目の宿場である細久手宿が置かれ、市内の中山道は延長約 14.3 kmに及んでいます。一部区域については県道と重複していることから拡幅等の改変が加えられていますが、その他の区域では随所に往時の面影を伝えているほか、連続する 4 か所の一里塚も良好な状態で保存されています。そのため**本**市では平成 4 年度(1992 年度)から同 19 年度(2007 年度)にかけて、国庫補助事業「歴史の道整備事業」による中山道及び交通遺跡の測量や整備（暫定整備）等を実施しました（平成 4 年度は市の単独事業）。

そして、令和元年(2019)10月16日付けで整備区間の大部分（史跡指定の条件が整った区域）、延長約4.2kmの区域が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき、国史跡として追加指定されました。

市内の指定区域は大きく5地区に分かれ、各地区で地形や地質、暫定整備の内容が異なります。また、市道に認定されている地区もあることから、以下に指定区域の地番や指定区域を示す地形図等を示すとともに、各地区の概要について説明します。

■指定区域

所在地	地域
岐阜県瑞浪市日吉町字奥ノ田	2058番2
同 日吉町字八瀬沢	6261番1のうち実測19.08平方メートル、6261番2、6261番3のうち実測2060.78平方メートル
同 日吉町字大越	6838番1
同 日吉町字鴨ノ巣	8711番1、8732番3、8732番4、8732番5、8732番6、8732番7
同 日吉町字平岩	9102番6、9102番7
同 日吉町字平尾	9228番1
同 大湫町字八瀬沢	3番2のうち実測1337.08平方メートル、22番32のうち実測46.28平方メートル、23番、23番2のうち実測705.01平方メートル
同 大湫町字割山	221番133のうち実測49.17平方メートル
同 大湫町字向山	531番3のうち実測414.62平方メートル
同 大湫町字牛ヶ洞	577番4のうち実測6886.60平方メートル
同 大湫町字細久手	618番1、618番2、621番1のうち実測172.80平方メートル、621番94
	右の地域に介在する道路敷、岐阜県瑞浪市大湫町字土橋116番1と同大湫町字土橋117番4に挟まれ同大湫町字土橋116番1と同大湫町字土橋119番6に北接する道路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。

※上記指定区域は、令和元年(2019)10月16日付け文部科学省告示第83号から転載したものです。

■史跡指定の概要

指定名称	中山道
所在地	瑞浪市日吉町8711番1 外25筆等
面積	88,859.95㎡（内瑞浪市指定面積…39,680.81㎡） ※その他の指定区域…長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町、岐阜県中津川市、同県可児郡御嵩町）
指定基準	六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

※上記指定基準のうち、本史跡は「交通・通信施設」に該当します。

■史跡指定の理由

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道の合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年(1716)、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。一番目の武蔵板橋宿から近江森山宿までの67宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六十九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。

長野県小県郡和田村（現・長和町）の27番目の長久保宿付近から28番目の和田宿を経て和田峠まで、同県木曽郡南木曽町の41番目の三留野宿付近から岐阜県境の馬籠峠までが昭和62年に指定され、平成3年に追加指定が行われた。さらに平成22年には、岐阜県中津川市域のうち、馬籠峠から44番目の落合宿にかけて、平成28年には御嵩町のうち、48番目の細久手宿から49番目の御嶽宿までの一部が追加指定された。

今回、追加指定を行おうとするのは、瑞浪市域の中山道である。瑞浪市内の中山道は丘陵部の尾根部を通過している。十三峠の権現山一里塚付近から、47番目の大湫宿手前までの約1.8キロメートル、大湫宿から48番目の細久手宿までのうちの琵琶峠付近の約1キロメートル、奥之田一里塚、細久手宿から御嵩町境にある鴨之巣一里塚までの約1.2キロメートルである。

権現山一里塚のある十三峠は天保13年(1842)刊行の『東海木曽両道道中懐宝図鑑』に「大久手より大井の間を十三峠といふ。さかおほし」と記され、宝永8年(1711)銘の尻冷やし地藏や、阿波屋の茶屋跡、天保11年銘の三十三所観音石窟などがある。琵琶峠付近には八瀬沢一里塚や石畳等がある。琵琶峠は、文化2年(1805)刊行の『木曽路名所図会』などにも描かれた名勝地であり、美濃国内の中山道で標高が最も高い。細久手宿付近の急坂には天保11年銘の秋葉坂三尊石窟がある。

瑞浪市では平成4年度から19年度にかけて歴史の道整備事業を行い、道路や石畳、案内看板、道標等の整備を実施した。平成20年度からは中山道を活用したウォーキングイベントが行われている。なお、平成8年には文化庁選定「歴史の道百選」に選定されている。

以上のように瑞浪市内の中山道は、4対の一里塚が良好に残り、全体として随所に往時の面影を伝えている。よって史跡に追加指定し保護の万全を図るものである。

※上記指定理由は『月刊 文化財』9月号より転載（漢数字はアラビア数字に修正）。

■土地所有の状況（瑞浪市域分）

指定地：39,680.81 m²（市有地：29,815.70 m²、財産区有地：9,865.11 m²）

■管理団体指定告示

瑞浪市（令和2年2月27日付け文化庁告示第8号による）。

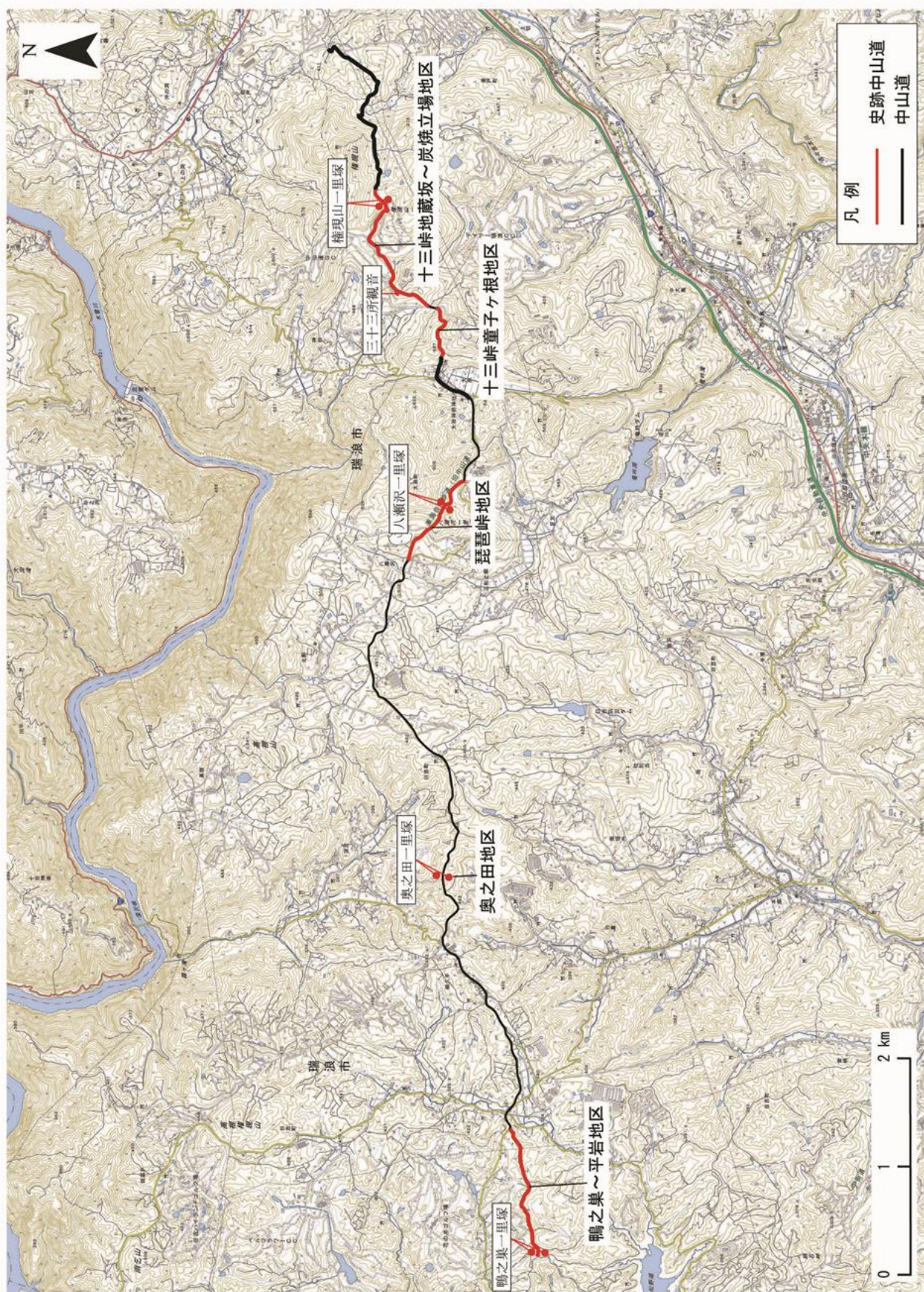


図 3-2 中山道指定区域図

■指定範囲の地区区分

本史跡は指定区域が大きく5地区に分かれており、地区ごとに立地や社会環境などが異なります。以下に各地区の特徴などを記載します。

【鴨之巢～平岩地区】

西は可児郡御嵩町との境から、東は県道 65 号線との合流箇所に至るまでの延長約 1250m の地区で、中山道は主として丘陵の尾根を通過しています。全体的に起伏の少ない地区で、西端部には鴨之巢一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。東端部付近の急坂は付近に秋葉神社（石祠）があることから秋葉坂（あきばざか）と呼ばれ、付近には天保 11 年（1841）に道中安全を祈願して整備されたとみられる秋葉坂三尊石窟（石仏はそれ以前に造立）も所在しています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲のうち街道（里道）部分は市道平岩・御嵩線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。また、指定範囲のうち里道以外の部分（里道両側）は、かつて中山道の松並木として管理されていた部分です。

【奥之田地区】

中山道沿いの尾根部に、奥之田一里塚（1 対）が良好な状態で残され、この一里塚が単独で指定されています。

なお、中山道（史跡指定範囲外）はアスファルト舗装がなされ、県道恵那・御嵩線に認定されており、車両の通行が可能です。

【琵琶峠地区】

旧細久手宿と旧大湫宿の間に位置する琵琶峠は旧美濃国内の最高所で、日吉町と大湫町の境界です。琵琶峠は標高約 557m、比高差は西登り口とは約 69m、東登り口とは 50m を測り、文化 2 年（1805）刊行の「木曾路名所図会」や、文政 9 年（1826）刊行の「諸国巡覧 懷宝道中図鑑」などの道中図（ガイドブック）にも描かれた名勝地でもあります。

かつて琵琶峠の頂上からは御嶽山や白山等が眺望できたとされますが、現在は立木の影響によりそれを見ることはできません。地区の両端（西登り口、東登り口）とも県道 65 号線との合流箇所となっており、中山道は概ね琵琶峠を直線状に横断する道筋をとり、峠の頂上付近の西側には八瀬沢一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。

本地区内の中山道は丘陵の南向き斜面および谷部を通過し、延長は約 1010m を測ります。そのうち西側約 300m は未舗装で、東側約 700m の範囲には石畳が復元整備されていますが、市道北野・八瀬沢 2 号線との交差点においては石畳が分断されています。琵琶峠に石畳が敷かれた時期については明らかではありませんが、天保 2 年（1831）までには敷設されていたものとみられ、一部の石材には現在でも矢穴痕を確認することもできます。明治時代以降、その存在は忘れ去られていましたが、昭和 45 年（1970）に発見されて測量調査などが実施されました。

なお、指定範囲は里道であり一部区域を除いて車両の乗り入れは困難です。また、琵琶峠西上り口付近には鴨之巢～平岩地区と同様に、かつて中山道の松並木として管理されていた部分が含まれます。さらに、木曾路名所図会に描かれた母衣岩・烏帽子岩（ニツ岩）は、史跡の指定範囲外に位置しています。

【十三峠 童子ヶ根地区】

大湫集落から旧大井宿（恵那市）に至るまでの区間は、起伏が激しいことから十三峠と呼称される難所で、天保 13 年(1842)刊行の道中記「東海木曾両道道中懷宝図鑑」には「大久手より大井の間を十三峠といふ、さかおほし」の記載が見られます。しかし、実際にはそれ以上の起伏があり、出典は不明ながら「十三峠にまけ七つ（おまけが七つ）」と言われたと伝えられています。

本地区は十三峠の西端部にあたり、西は宗昌寺北側に位置する寺坂付近から、東は市道大湫・神田線に至るまでの延長約 510m の地区です。主として丘陵の南向き斜面を通り、寺坂東部の平坦部は童子ヶ根、その東側に山神坂が位置しています。また、地区東端部の坂はしやれこ坂と呼ばれていますが、かつては牛ヶ洞坂とも呼ばれ、道標を兼ねた名号碑が建てられています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。また、中山道は地区東端部で市道大湫・神田線と交差していますが、歩行者の安全確保のため、平成 14・15 年度(2002・2003 年度)に瑞浪市の単独事業により路線変更工事を実施しています。

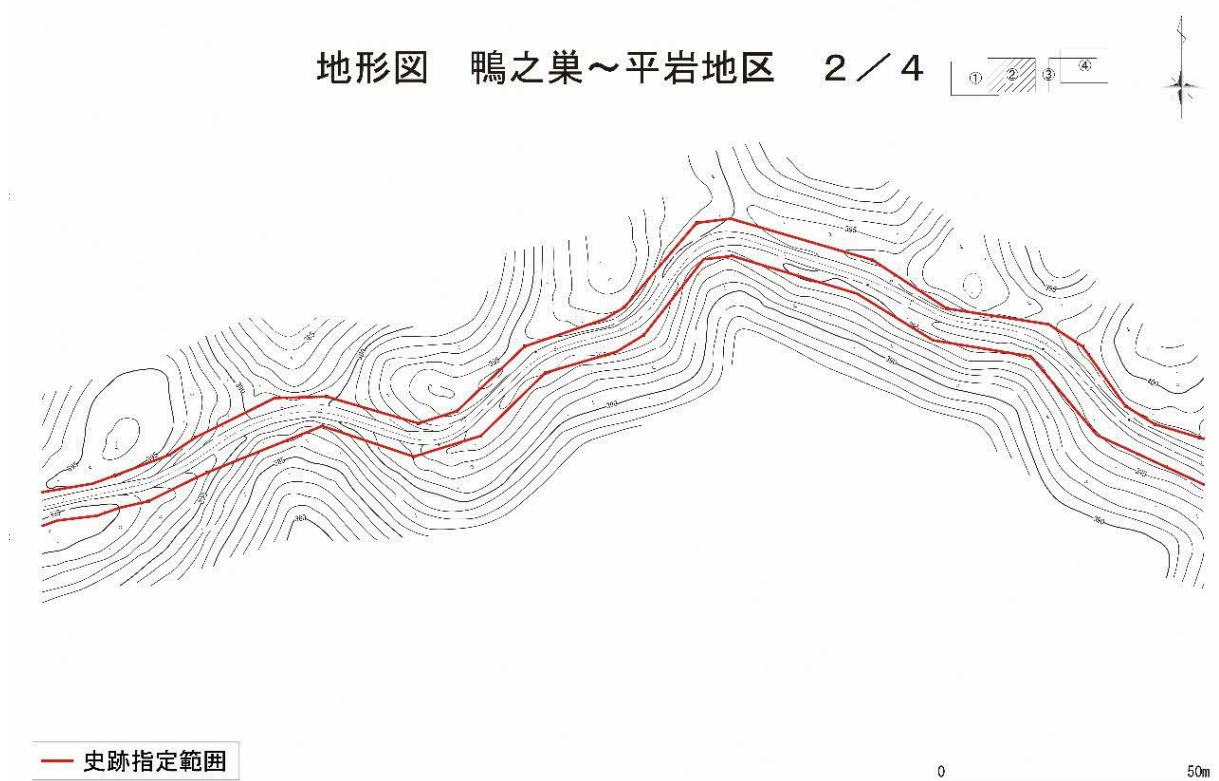
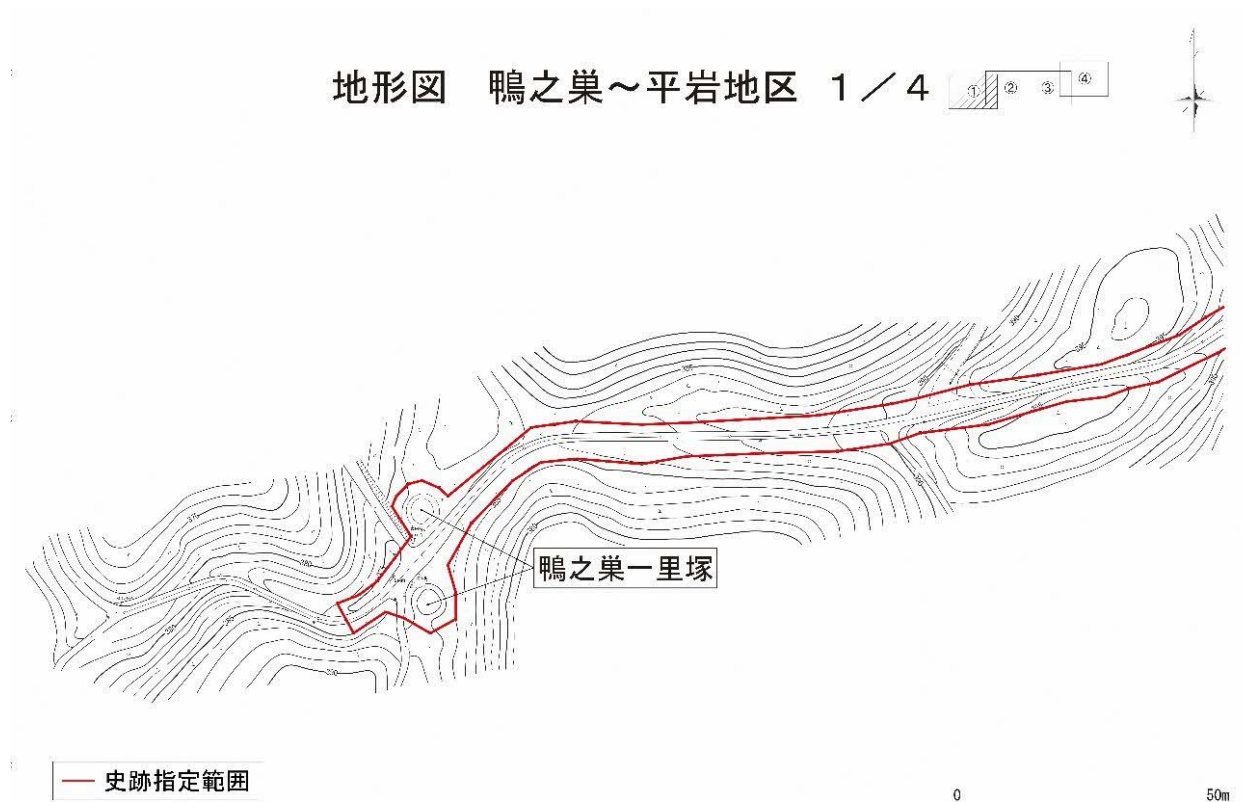
【十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区】

西は市道大湫・神田線との交差箇所から、東は釜戸町に至るまでの延長約 1,480m の地区で、主として丘陵の尾根部を通過します。地区の西端部に位置する坂は地蔵坂と呼ばれ、坂の途中には宝永 8 年(1711)に造立され、坂の名称の由来ともなった尻冷やしの地蔵が祀られています。地蔵坂の東側には阿波屋の茶屋跡又はおつるが茶屋跡とも呼ばれる平坦面があり、その北側には三十三所観音石窟が残されています。天保 11 年(1840)に道中安全を祈願して築かれた石窟で、内部にはその名のとおり 33 体の石仏が祀られています。この石窟の東側の坂は曾根松坂と呼ばれ、かつては寛政 11 年(1799)に尾張藩の命によって植えられた松並木が残されていたとされますが現在は確認できません。また、過去の調査では 120m に及ぶ石畳が確認されたようですが、現在では長さ 5 m、幅 2 m 程度の範囲でその痕跡が認められる程度です。

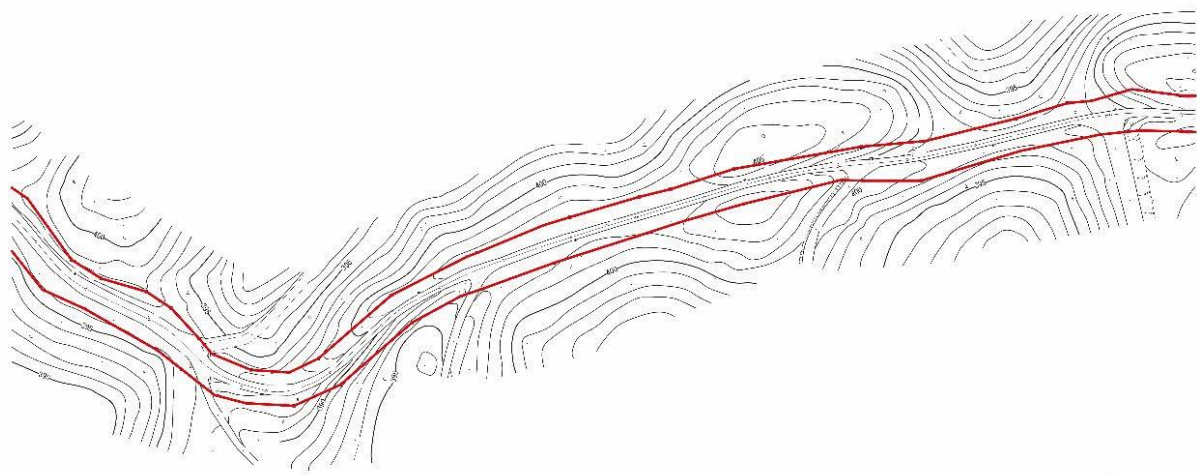
本地区の東部には飲用水として利用された湧水地の跡も残り、巡礼水と呼ばれています。地区の東端部は釜戸町との境にあたり、ここに位置する坂は桎ノ木坂と呼ばれ、小規模な石畳が復元整備されています。また、当該地には権現山一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、一部を除いて車両の乗り入れが可能です。特に西端部の地蔵坂付近では大型車両の通行が認められるとともに、道筋の変更が認められる部分も確認されます。また、周辺にゴルフ場が位置していることからゴルフ場関連の工作物が設置されている場所も認められ、当該地区の中山道には上水道管と関連施設も敷設されています。

【指定範囲を示す地形図】



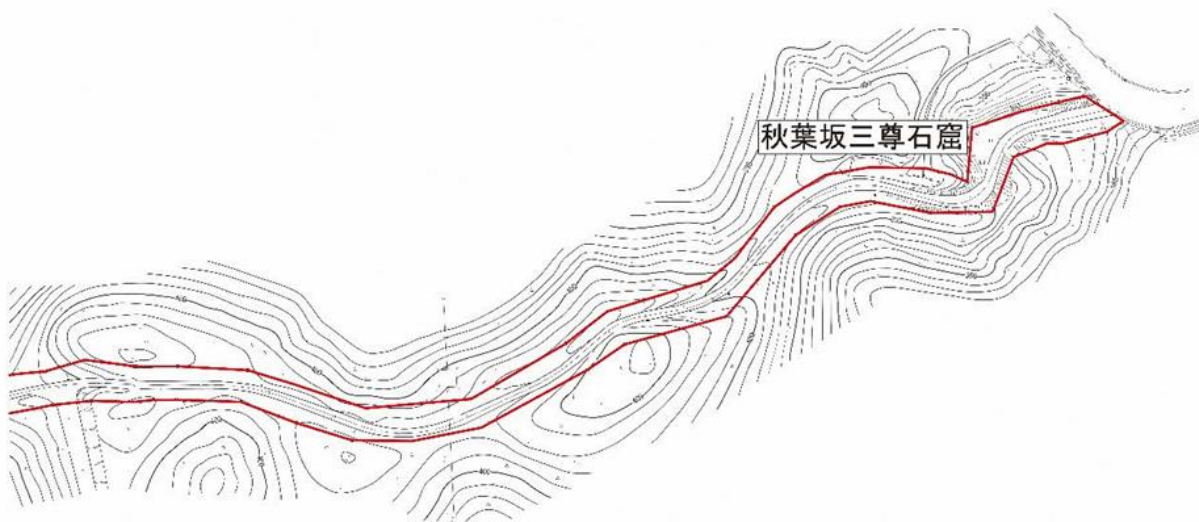
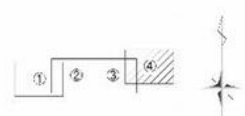
地形図 鴨之巣～平岩地区 3 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m

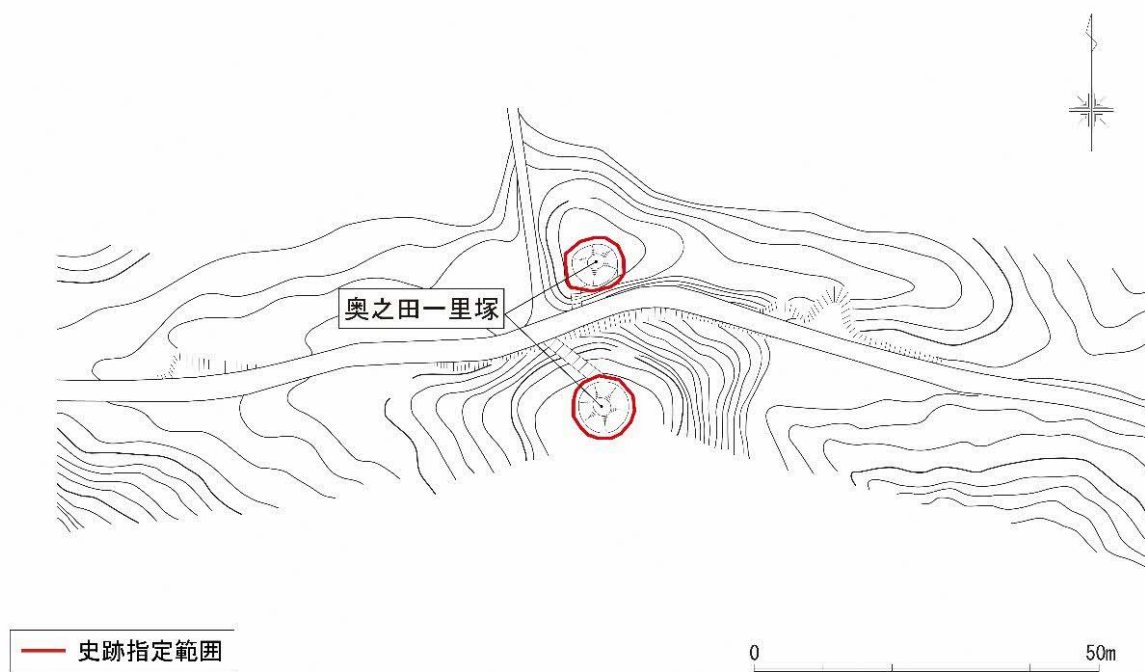
地形図 鴨之巣～平岩地区 4 / 4



— 史跡指定範囲

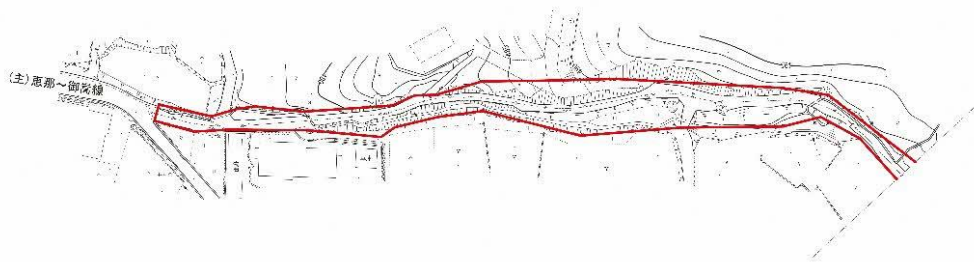
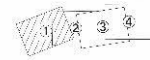
0 50m

地形図 奥之田地区





地形図 琵琶峠地区 1 / 4

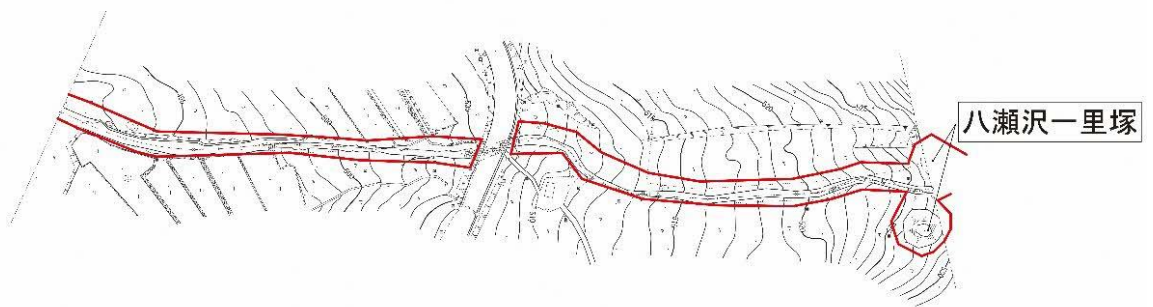


— 史跡指定範囲

0 50m

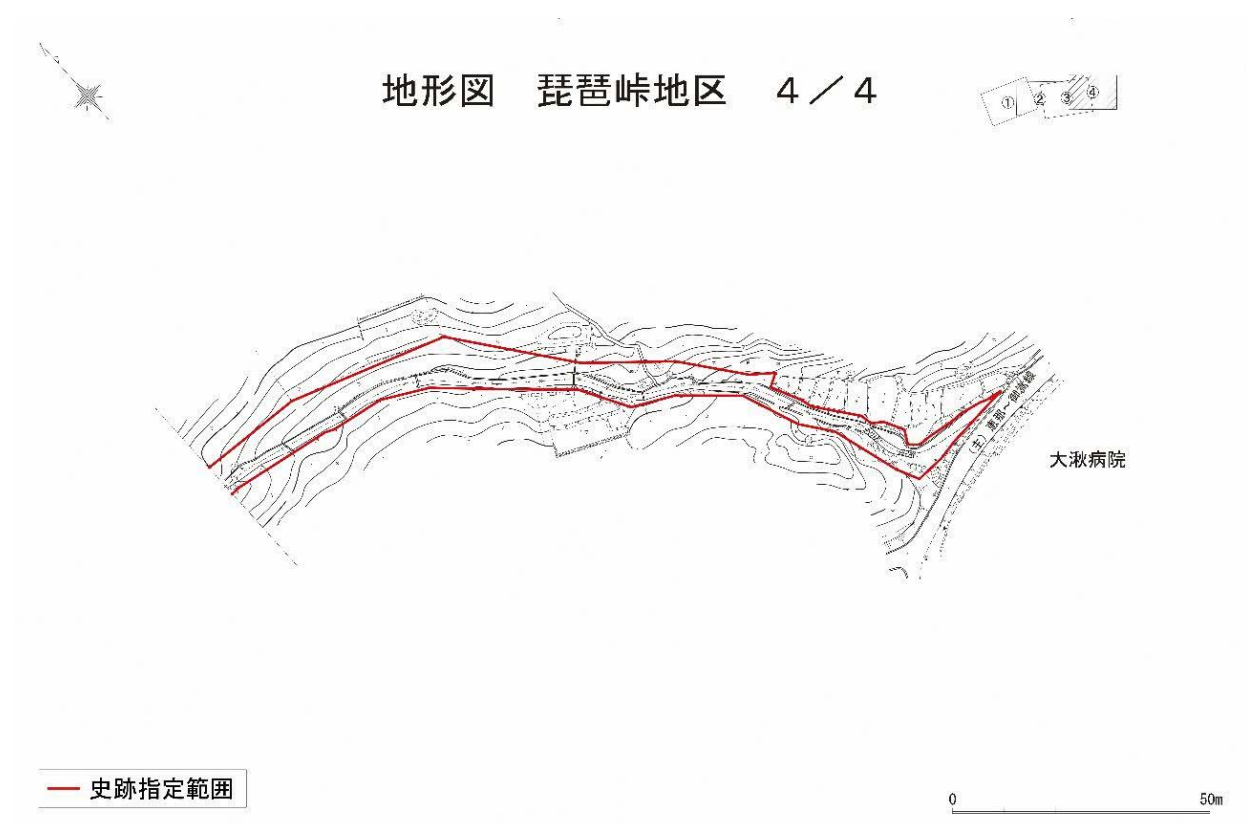
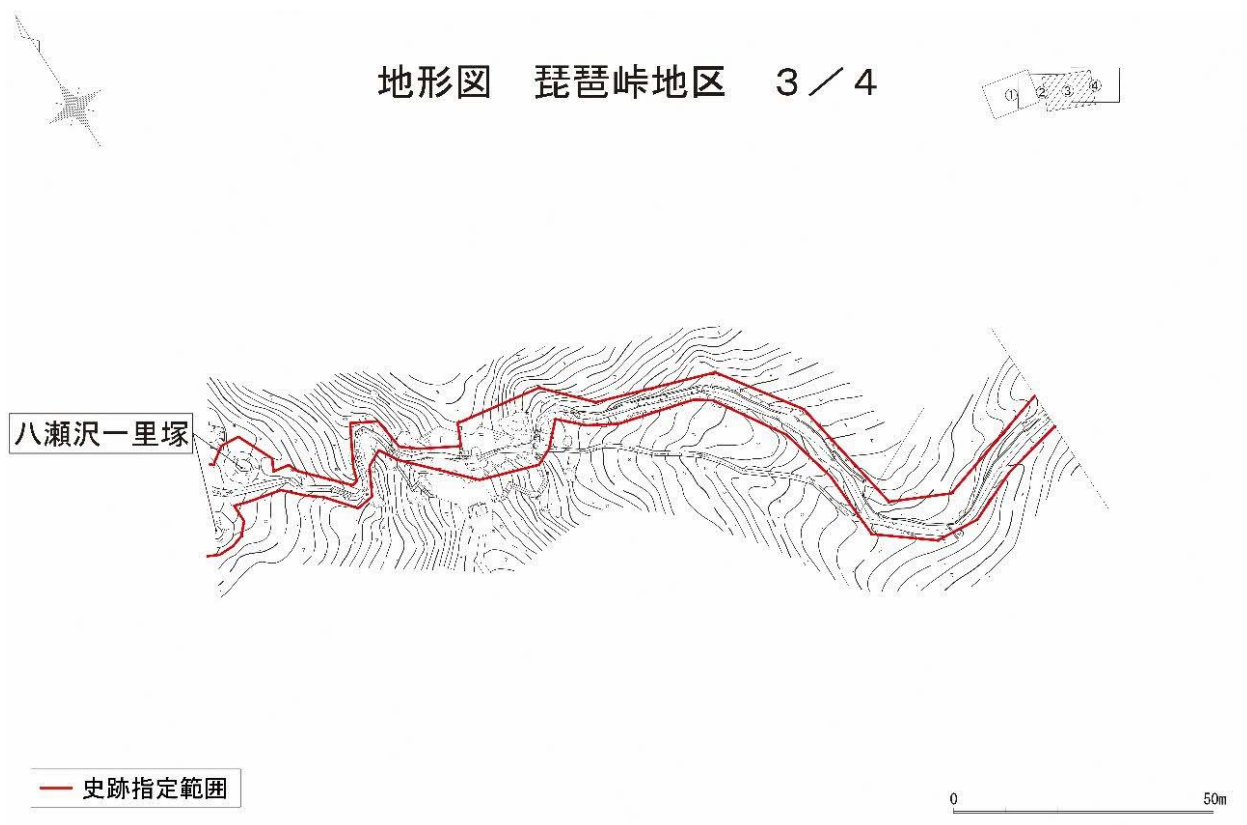


地形図 琵琶峠地区 2 / 4

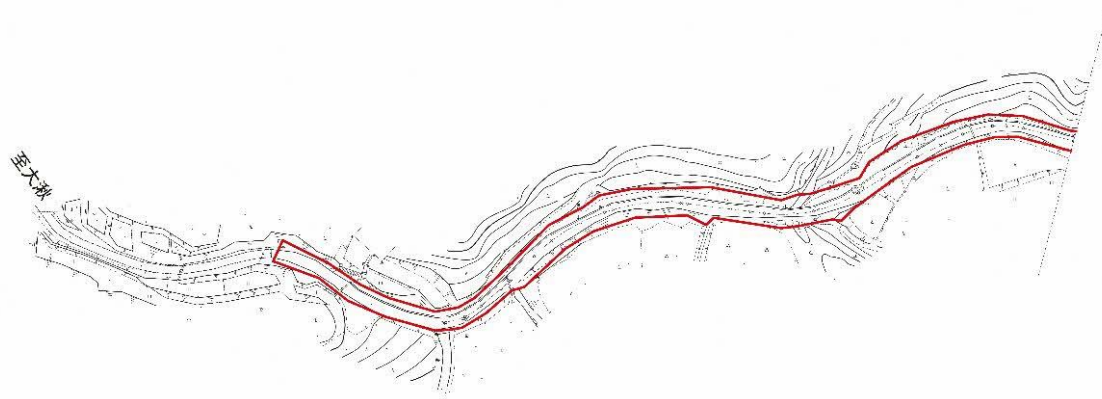


— 史跡指定範囲

0 50m



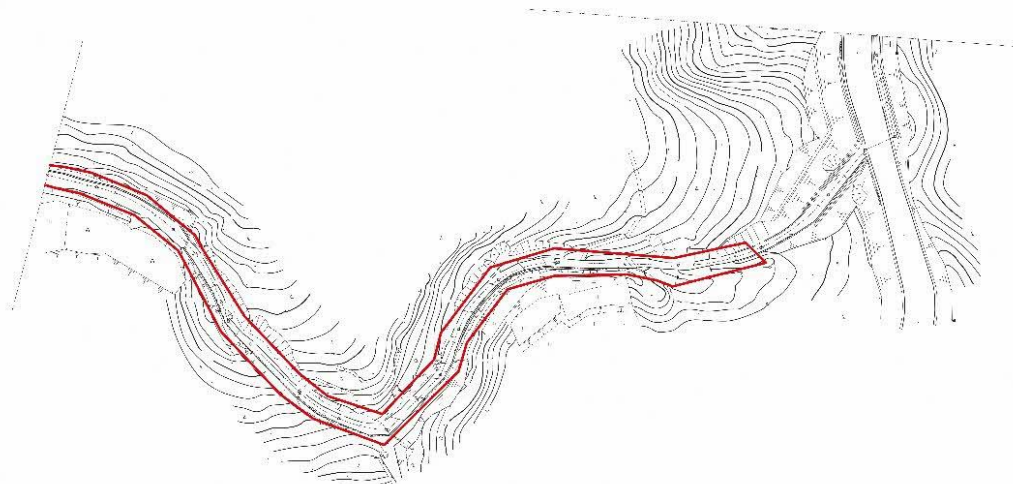
地形図 十三峠童子ヶ根地区 1 / 2



— 史跡指定範囲

0 50m

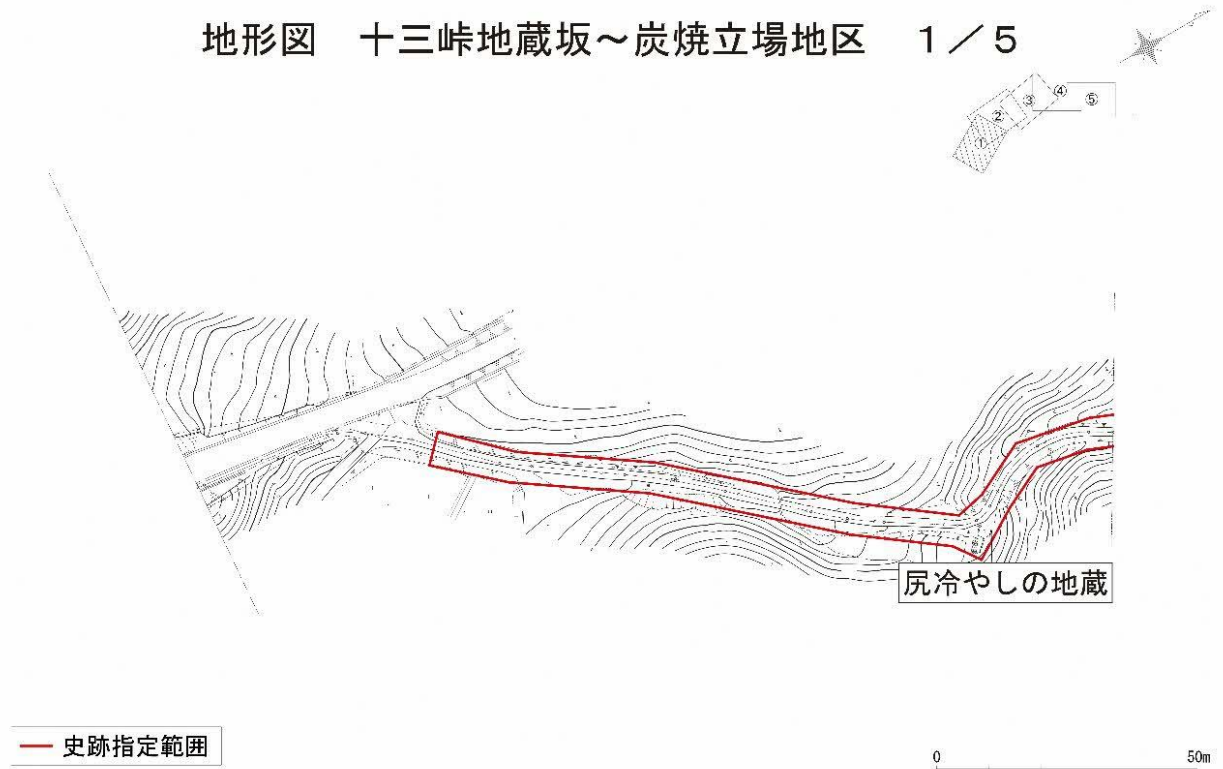
地形図 十三峠童子ヶ根地区 2 / 2



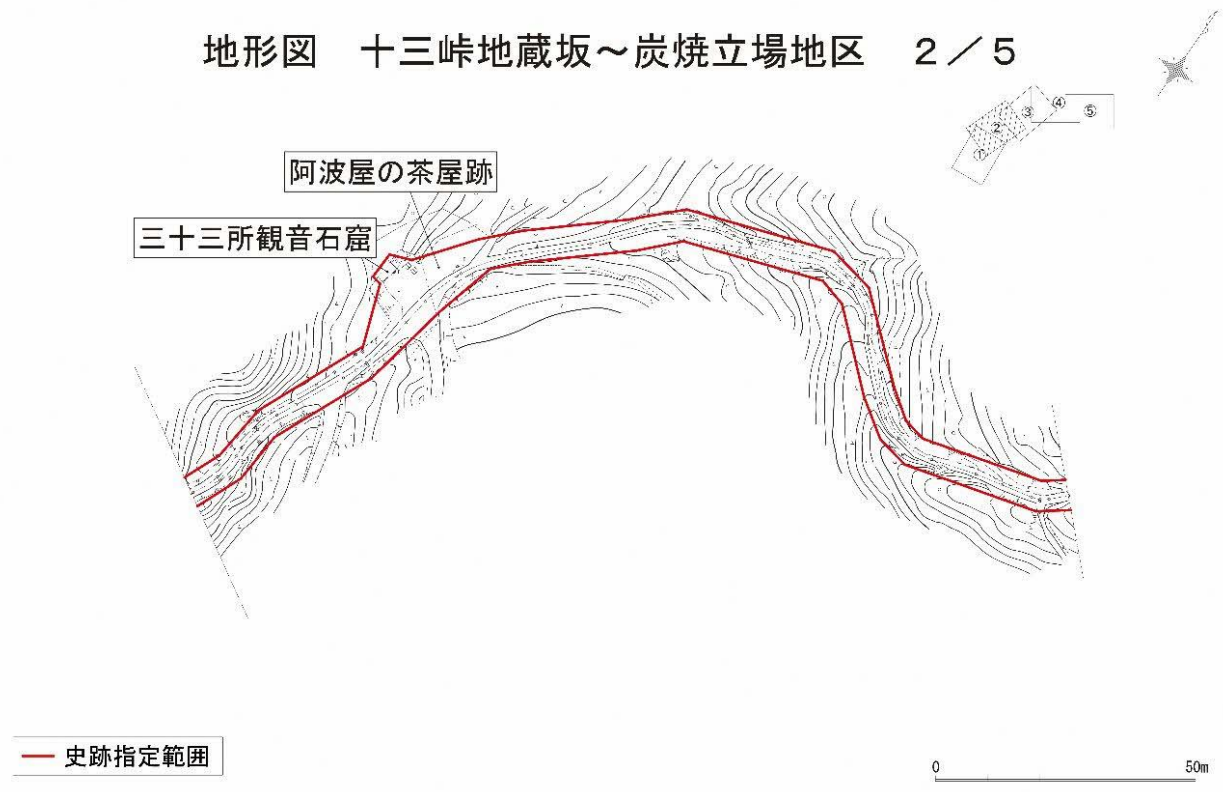
— 史跡指定範囲

0 50m

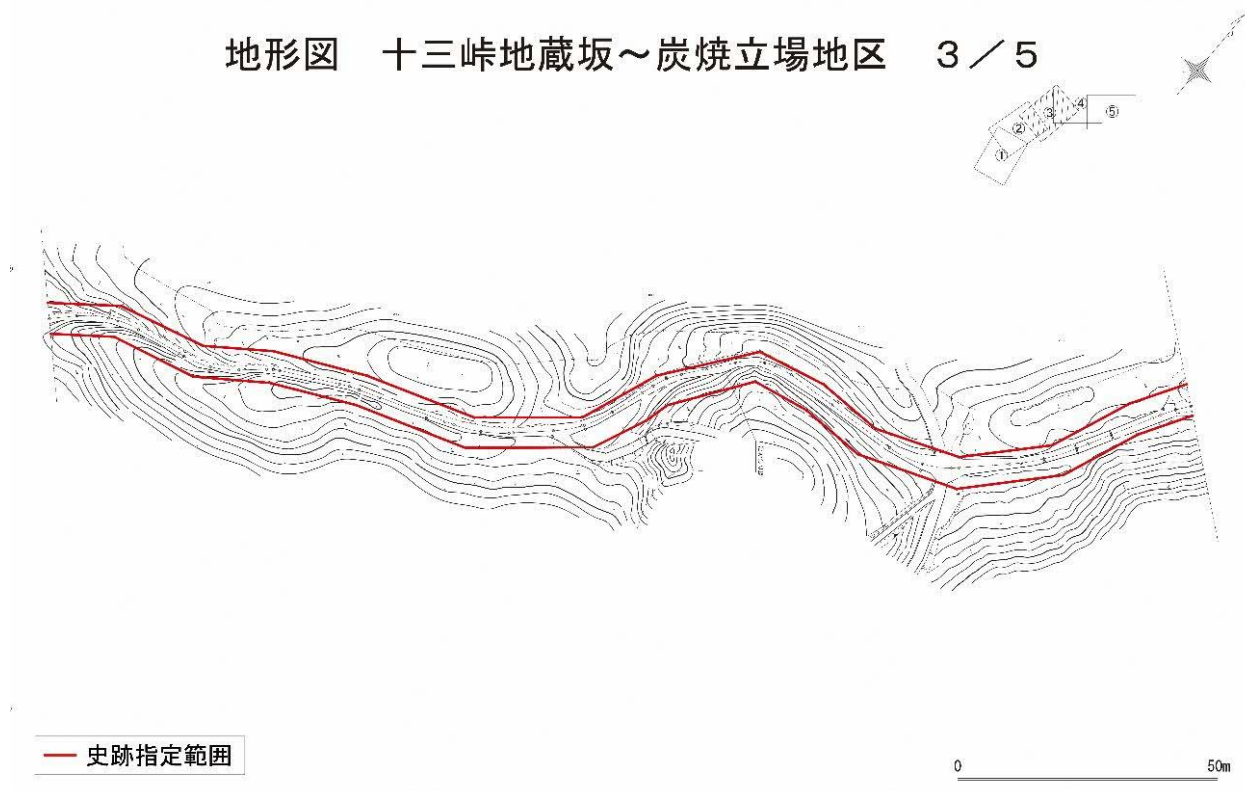
地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 1 / 5



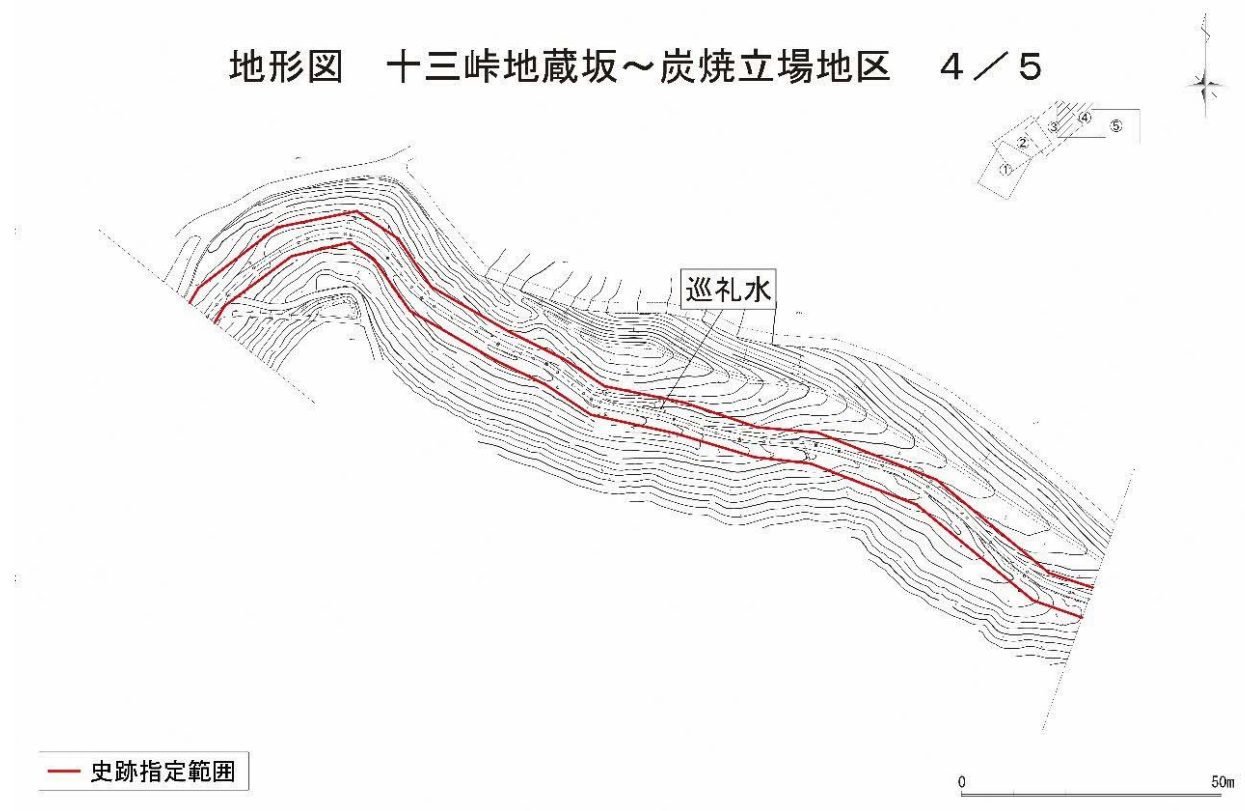
地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 2 / 5



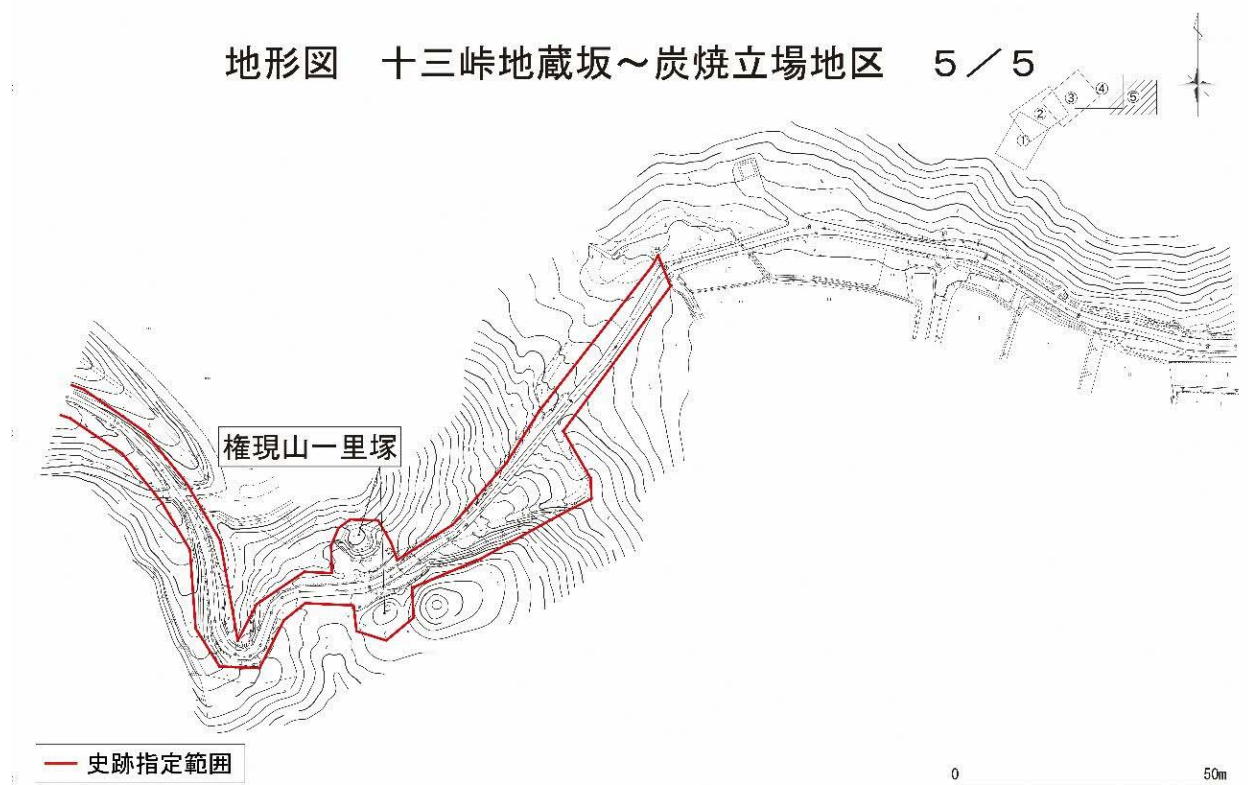
地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 3 / 5



地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 4 / 5



地形図 十三峠地藏坂～炭焼立場地区 5 / 5



第3節 これまでの調査の概要

本史跡にかかる調査の履歴および、保存活用計画策定に係る事項を以下に記載します。

《主な調査履歴及び関連報告書》

◎昭和31年度(1956年度)

調査主体：岐阜県教育委員会

調査内容：瑞浪一里塚（鴨之巣・奥之田・八瀬沢・権現山一里塚）の保存状態等

報告書：『岐阜県指定文化財調査報告書 第3巻』 昭和34年4月

◎昭和45年度(1970年度)

調査主体：瑞浪市教育委員会

調査内容：琵琶峠の石畳の試掘調査

報告書：（未詳）

◎昭和47年度(1972年度)

調査主体：岐阜県教育委員会

調査内容：琵琶峠の石畳の構造・保存状態等

報告書：『岐阜県指定文化財調査報告書 第21巻』 昭和53年1月

◎昭和53年度(1978年度)

調査主体：岐阜県教育委員会

調査内容：岐阜県内中山道及び周辺遺構の保存状況等

報告書：『歴史の道 中山道調査報告書』 昭和54年3月

◎平成4年度(1992年度)～平成19年度(2007年度)

調査主体：瑞浪市教育委員会

調査内容：瑞浪市内中山道及関連遺構や石造物等の保存状況、主要な文献資料

報告書：『歴史の道 中山道保存整備事業報告書』 平成20年3月

◎令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)

『瑞浪市 中山道保存活用計画』の策定

第4節 これまでの整備の概要

「歴史の道整備事業」による各地区の暫定整備の内容等を記載します。なお、当該事業では史跡指定範囲外でも整備を実施していますが、指定範囲内に限定して記載します。

【鴨之巣～平岩地区】

年度	内 容	備 考
H4	地形測量、鴨之巣一里塚測量	市単独事業
H5	道路整備、鴨之巣一里塚整備	
H6	道路整備	
H7	道路整備	
H8	道路整備、案内サイン設置（中山道）	
H15	標柱設置（鴨之巣一里塚）	
H18	解説サイン設置（秋葉坂三尊石窟）、誘導サイン設置	
H19	秋葉坂三尊石窟測量、標柱設置（三尊石窟）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、鴨之巣一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、鴨之巣一里塚が岐阜県史跡に指定（他の3か所の一里塚とともに「瑞浪一里塚」として指定）。
- ・令和元年(2019)10月16日、街道及び鴨之巣一里塚が国史跡に指定（街道及び他の一里塚等とともに「中山道」として指定。鴨之巣一里塚の県史跡指定は解除）。

【奥之田地区】

年度	内 容	備 考
H10	奥之田一里塚整備	
H15	標柱設置（奥之田一里塚）	
H19	解説サイン設置（奥之田一里塚）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、奥之田一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、奥之田一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・令和元年(2019)10月16日、奥之田一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。奥之田一里塚の県史跡指定は解除）。

【琵琶峠地区】

年度	内 容	備 考
H 7	地形測量、石畳測量	
H 8	石畳・八瀬沢一里塚測量、石畳確認調査	
H 9	道路整備、八瀬沢一里塚整備	
H10	道路整備	
H11	道路整備	
H12	道路整備	
H13	解説サイン設置（琵琶峠）	
H15	標柱設置（八瀬沢一里塚）	
H18	誘導サイン設置	
H19	標柱設置（琵琶峠）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、八瀬沢一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、八瀬沢一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・昭和45年(1970)12月4日、琵琶峠が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和48年(1973)11月14日、琵琶峠が岐阜県史跡に指定。
- ・令和元年(2019)10月16日、琵琶峠および八瀬沢一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。琵琶峠および八瀬沢一里塚の県史跡指定は解除）。

【十三峠 童子ヶ根地区】

年度	内 容	備 考
H12	地形測量	
H13	道路整備	
H18	誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・令和元年(2019)10月6日、国史跡に指定（指定内容は上記参照）。

※地区東端部（史跡指定範囲外）では、歩行者の安全確保のため、平成14・15年度(2002・2003年度)に市単事業で路線変更工事を実施している。

【十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区】

年度	内 容	備 考
H13	地形測量、権現山一里塚測量	
H15	標柱設置（権現山一里塚）、発掘調査（曾根松坂・桜ノ木坂）	
H16	道路整備	
H17	道路整備	
H18	三十三所観音石窟整備、解説サイン設置（三十三所観音石窟・巡礼水と馬頭観音）、誘導サイン設置	
H19	三十三所観音石窟測量、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、権現山一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、権現山一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・令和元年(2019)10月16日、権現山一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。権現山一里塚の県史跡指定は解除）。

第4章 史跡中山道の現状と課題

第1節 保存管理と暫定整備の現状と課題

本史跡の保存管理と暫定整備に係る現状と課題について、「保存活用計画」を踏まえ、その後確認された課題等も含めて、改めて地区ごとの現状と課題を記載します。

なお、本節の対象とするのは、史跡の構成要素（史跡指定範囲内）のうち以下の要素とし、地区・要素ごとに記載しますが、各地区に共通する課題としては「史跡の標識が未設置」、「ガイダンス施設が未設置」が挙げられます。

A 本質的価値を有する諸要素

➡街道（往時からの地道、石畳を含む）、一里塚、その他（近世に造立された石仏等）

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素のうち

B-1 歴史的価値を有する諸要素

➡近代の石仏等

B-2 保存・活用に資する諸要素（このうち保存に資する諸要素）

➡立入防止柵等

【鴨之巣～平岩地区】

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）
	街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
	車両の通行により敷設された碎石が洗掘され、くぼみ（わだち）が生じている。
	土砂等が詰まり、機能を果たしていない横断水路が散見される。また詰まった土砂等の撤去が十分に行われていない。
	落ち葉の堆積により、近年は獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
	秋葉坂では碎石の流失が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…鴨之巣一里塚
	一里塚の盛土が流失する恐れがある（風雨による盛土流失が危惧される）。
	立木の倒伏による根返りが危惧される。
	近年、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
そ の 他	保存活用計画における対象…秋葉坂三尊石窟
	地震等による石窟等のき損、石仏等の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…鴨之巣辻の道祖神文字碑
	地震等による文字碑の転倒および盗難が危惧される。

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵、土留め柵（鴨之巣一里塚付近）
	課題は特になし。

【奥之田地区】

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…（該当なし）
一 里 塚	保存活用計画における対象…奥之田一里塚
	指定範囲を示す杭などが設置されていない。
	一里塚の盛土が流失する恐れがある（切株・根の腐朽が進んでいる）。
	近年、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られ、対策のために電気柵が設置されている（R4年度：スポーツ文化課設置）。
	北側の塚の斜面に樹木が生育している（倒木時の根返りが危惧される）。
そ の 他	保存活用計画における対象…（該当なし）

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵（奥之田一里塚付近）
	北側の塚の進入防止柵が一部き損している（鎖が欠損している部分がある）。

【琵琶峠地区】

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）、石畳
	街道（西部）に雨水等により洗掘されている箇所がある。
	街道（西部）の法面（水路）の浸食により街道が崩落する恐れがある。
	石畳の石材が旧来のものと復元したものとが分けられて管理されていない。
	街道部分に用途不明の工作物が設置されている。
	立木の倒伏による根返り・石畳のき損が危惧される。
	西上り口付近では大雨時に水路から水が溢れる場合がある。
	街道の一部（西部）では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…八瀬沢一里塚
	（現状では特に課題なし）
そ の 他	保存活用計画における対象…琵琶峠頂上の馬頭観音、琵琶峠の身代わり観音
	地震等による石仏の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…矢穴石、石碑（馬頭観世音文字碑）
	地震等による石碑の転倒および盗難が危惧される。

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵（八瀬沢一里塚付近）
	北側の塚の立入防止柵が一部き損している（鎖が欠損している部分がある）。

【十三峠 童子ヶ根地区】

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）
	木製水路が腐朽・埋まっているものがある。また清掃困難な構造の水路が多い。
	路面が洗掘されている箇所があり、碎石充填等による応急措置が行われている。
	街道の一部では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…（該当なし）
	街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
そ の 他	保存活用計画における対象…八丁坂の観音碑（聖号碑）
	地震等による石碑の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…（該当なし）
------	---------------------

【十三峠 地藏坂～炭焼立場地区】

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）
	木製水路が腐朽・埋まっているものがある。また清掃困難な構造の水路が多い。
	路面が洗掘されている箇所があり、碎石充填等による応急措置が行われている。
	三十三所観音石窟の屋根（木製）は、腐食が進むと崩落の恐れがある。
	街道の一部では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
	地区全体に水道管・水道施設が設置されている。
	一部にゴルフカート用のケーブルが埋設されている可能性がある。
一 里 塚	保存活用計画における対象…権現山一里塚
	来訪者が一里塚に立ち入ることができる。
そ の 他	保存活用計画における対象…尻冷やし地藏、三十三所観音石窟・建立碑、阿波屋の茶屋跡、曾根松阪の石畳、巡礼水と馬頭観音
	地震等による石窟等のき損、石仏等の転倒および盗難が危惧される。
	三十三所観音石窟の屋根（木製）は、腐食が進むと崩落の恐れがある。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…車止め（阿波屋の茶屋跡付近、石畳風舗装付近）
	車止め木材の腐食が進み、倒れる恐れがある。

以上の各地区に共通する現状・課題等をまとめ、以下のように整理します。

【地区全体】

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	路面の洗堀
	法面・水路の浸食
	木製水路の腐朽・埋没と、清掃困難な構造
	枯木の発生（立木の管理）
	獣害（イノシシによる掘り返し）
一 里 塚	盛土の流失
	立木などの取扱い
	獣害（イノシシによる掘り返し）
そ の 他	石造物の転倒および盗難など

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	石造物の転倒および盗難など
-------	---------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	立入防止柵の一部き損
	土留め柵などの腐朽

第2節 公開活用現状と課題

本史跡の公開活用に係る現状と課題については「保存活用計画」でも触れられていますが、その後に確認された課題等も含めて、改めて地区ごとの現状と課題を記載します。

なお、本節の対象とするのは、史跡の構成要素（史跡指定範囲内）のうち以下の要素とし、地区・要素ごとに記載しますが、その以外の事項がある場合は「その他」の欄に記載します。

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素 のうち

B-2 保存・活用に資する諸要素（このうち公開活用に資する諸要素）

➡案内看板、誘導サイン、ベンチ等

【鴨之巣～平岩地区】

B-2 保存・活用に資する諸要素

看 板 等	保存活用計画における対象…石柱（切られ洞）、道標（1・2・3）、石碑（瑞浪市旧中仙道の影・中仙道西の坂）、誘導サイン（歴史の道）、案内サイン（瑞浪市）、誘導サイン（小：東海自然歩道）、標柱（歴史の道）、解説サイン（東海自然歩道）、指定標柱（市指定史跡）、散策サイン（瑞浪市）、誘導サイン（東海自然歩道）、解説サイン（歴史の道）、ベンチ
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	案内サイン・標柱などの記載内容が、古い情報のままとっている。

その他

- ・一里塚の立木が旧来のものでなく、史跡の理解に誤解を生じさせる恐れがある。

【奥之田地区】

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…解説サイン（歴史の道）、指定標柱（市指定史跡）、誘導サイン（東海自然歩道）、標柱（歴史の道）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

【琵琶峠地区】

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（琵琶峠西上り口・歌碑・琵琶峠東上り口）、誘導サイン（歴史の道・東海自然歩道・登山道入口）、解説サイン（石製・歴史の道・県指定史跡）、禁煙看板（東海自然歩道）、案内サイン（石製）、絵図サイン（石製）、標柱（歴史の道）、指定標柱（市指定史跡）、散策サイン（瑞浪市）、便益施設（イス・テーブル）、サイン（観光協会）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

その他

- ・八瀬沢一里塚東側付近では、街道上方の法面からの落石が危惧される（崩落が危惧される箇所の一部は史跡指定区域外）。
- ・用途不明工作物目隠しのための植栽が機能を果たしていない。
- ・降雨時などは石畳が滑りやすい。

【備考】便益施設（イス・テーブル）は、平成 11 年度(1999 年度)設置のものを令和 6 年(2023)2 月に更新。

【十三峠 童子ヶ根地区】

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（十三峠童子ヶ根・十三峠山之神坂・十三峠しゃれこ坂）、誘導サイン（東海自然歩道・歴史の道）、散策サイン（瑞浪市）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

【十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区】

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（尻冷やし地蔵・阿波屋の茶屋跡・十三峠曾根松阪・十三峠巡礼水・十三峠桜ノ木坂）、誘導サイン（歴史の道・東海自然歩道）、解説サイン（東海自然歩道・歴史の道）、便益施設（イス・テーブル）、散策サイン（瑞浪市）、禁煙看板（東海自然歩道）、標柱（歴史の道）、指定標柱（瑞浪市史跡）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

その他

- ・地蔵坂付近には新設道路があり、中山道の道筋が分かりにくくなっている。
- ・石畳風舗装がなされている箇所があり、史跡の理解に誤解を生じさせる恐れがある。

【備考】便益施設（イス・テーブル）は、平成 11 年度(1999 年度)設置のものを令和 6 年(2023)2 月に更新。

以上の各地区に共通する現状・課題等をまとめ、以下のように整理します。

【地区全体】

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

その他

- ・道路法面の落石対策。
- ・工作物の景観対策（植栽による目隠し、撤去等）。
- ・本来の道筋の標示・誘導方法の検討

第5章 史跡中山道整備基本計画

第1節 基本理念と基本方針

瑞浪市を東西に横断する中山道は江戸時代における街道の姿を伝える貴重な史跡であり、現在に至るまで地域住民はもとより多くの人々との関わりによって守り伝えられ、また生活道路として市民等の生活を支えてきた歴史的経緯を有しています。

貴重な文化財である本史跡に対する関心を高め、より多くの方に親しんでいただくためには、街道や一里塚などを江戸時代の姿に復元整備することも有効な方法の一つと考えられますが、現段階では本来の規模や構造などの情報が必ずしも十分に得られているとは言えない状況にあります

従って本整備計画では、このような歴史的経緯と過去の調査結果、これまでの暫定整備等を踏まえたうえで、史跡を適切に保護して後世に伝えること、史跡の本質的価値などを市民や来訪者と共有することを重視し、整備の基本理念を以下のように掲げます。

整備の基本理念
地域との協働による持続可能な道路保全と、現況を活かした魅力の継承

そして、この基本理念を実現するためには、街道や一里塚、石仏などを適切に保存しつつ一定の安全性・利便性の確保、また学習環境の維持・向上などの活用にも努めていく必要があります。また、これらを実現し、持続可能な形で継続していくことを目指して、以下のとおり基本方針を掲げます。

整備の基本方針
方針1：街道の保全と環境整備 (環境・景観に配慮した道路の保存・原状回復、一定の安全性・利便性確保等)
方針2：一里塚の保存と魅力の発信 (一里塚の保存、調査・研究の推進等)
方針3：中山道物語(地域伝承等)の継承 (石仏などの保存、石仏や茶屋跡などにまつわる物語の継承等)
方針4：学習機会と活用基盤の充実 (学校教育などとの連携推進、デジタル技術の活用、説明看板などの整備等)
方針5：市民等への情報発信(中山道プロモーション) (中山道や関連文化財の情報・魅力発信、観光団体などとの連携推進等)

なお、保存活用計画で掲げた基本方針は以下のとおりであり、上記の基本方針は保存活用計画とも整合が図られているものと考えます。

【調査】

今後の適切な保存活用や整備を図るため、中山道にかかわる諸資料の調査・研究を継続します(追加指定の基礎資料となることも見込まれるため、未指定区域についても調査・研究の対象とします)。

【保存】

史跡の本質的価値を確実に継承することを前提として、地域住民の生活環境や自然環境、景観との調和を図りながら、各要素の特性に合った維持管理や保存措置の実施に努めます。

【活用】

史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるとともに市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体等とも連携して、史跡指定範囲外に所在する関連文化財等も含めた一体的な活用に努めます。

【整備】

来訪者の安全性や利便性を維持・向上するため、工作物や案内看板、便益施設等の修繕や更新、新設等、適切な措置を講じるとともに、ガイダンス機能の向上を図ります。

【運営体制】

今後の保存・活用や整備事業を円滑かつ効果的に進めるために、市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体や有識者等との連携を図る運営体制を構築します。

第2節 計画の骨子

基本理念と基本方針を踏まえ、以下ではこれらを実現・継続していくための整備基本計画を取りまとめます。

(1) 計画の骨子

整備基本計画は、現状を踏まえて、史跡の本質的価値などを適切に保存して後世に伝えていくための「保存整備」、来訪者が史跡を体感し、本質的価値を理解するための「活用整備」という目的別に記載します。なお、当該計画は原則として史跡中山道の指定範囲（延長約 4.2 km）を対象とするものですが、必要に応じて指定範囲外についても触れることとします。

《保存整備》…街道や石造物の保存、遺構の整備や復元など

史跡中山道の本質的価値を構成する諸要素などの適切な保存と景観の維持・向上に努めるとともに、周辺住民等の生活道路となっている区域については利便性にも配慮します。また、**将来的な**復元整備の可能性を視野に入れ、その規模や構造などを把握するための調査（情報収集）にも努めます。

整備対象は以下を想定しますが、史跡指定区域外に位置する同様の要素にも配慮します。

- ① 史跡の本質的価値を有する諸要素（街道、石畳、一里塚、近世に造立された石仏等）
- ② 上記①以外の諸要素のうち、歴史的価値を有する諸要素（近代に造立された石仏等）
- ③ 上記①以外の諸要素のうち、史跡の保存に資する諸要素（立入り防止柵、土留め柵等）

《活用整備》…史跡の価値や魅力を知るための設備や基盤の整備など

来訪者や地域住民が史跡の価値についての理解を深められるよう、また史跡を体感できるよう、わかりやすい情報発信と設備の充実や**学校との連携**などに努めます。また、多くの方が史跡を体感・見学できるよう一定の利便性と安全性を確保しつつ、歴史的景観**や環境**にも留意します。

整備対象は以下を想定しますが、史跡指定区域外に位置する同様の要素にも配慮します。

- ④ 上記①～③以外の諸要素のうち、史跡の活用にあ資する諸要素（案内看板、階段等）
- ⑤ **その他ハード面の取り組み（眺望の確保、ガイダンス施設の設置など）**
- ⑥ **その他ソフト面の取り組み（教育・観光団体との連携推進など）**

（２）整備方針と構成要素

第４章で掲げた現状と課題、また本章第１節で掲げた整備方針と計画の骨子（保存整備、活用整備）、さらに想定が必要と考えられる事項を加え、具体的な検討事項を以下の通り整理します（【 】内の番号は前頁①～⑥との関連性を示します）。

保存整備	活用整備
≪街道・石畳の保存／方針１≫ ◎洗掘・浸食対策【①】 ・洗掘箇所の復旧、再整備（水路更新含む） ・洗掘・浸食の防止対策 ◎調査【①】 ・文献調査等の実施 ◎その他【①・③】 ・獣害対策 ・根返り等が危惧される樹木の管理 ・土留め柵等の更新および必要性検討 ・き損時の迅速な復旧 ・標識の設置、境界杭の設置・維持	≪環境整備／方針１≫ ◎安全性の確保【④・⑤】 ・街道法面の落石対策 ・眺望の確保
≪一里塚の保存／方針２≫ ◎盛土流失対策【①・③】 ・風雨による盛土の流失防止 ・獣害による盛土のき損防止 ・切り株の腐朽による盛土の崩落防止 ◎樹木の管理【①】 ・根返りが危惧される立木の伐採の検討 ◎調査・研究【①】 ・遺存状況等の情報収集（註） ・文献調査や科学的調査等の実施 ◎その他【①・③】 ・災害復旧時の発掘調査 ・標識の設置、境界杭の設置・維持	≪一里塚の魅力発信／方針２≫ ◎一里塚の理解促進【⑤】 ・立木伐採の検討
≪石造物等の保存／方針３≫ ◎転倒・盗難対策【①・②】 ・石造物の転倒、盗難の防止 ◎石材の状況観察【①・②】 ・石造物の保存状況の観察・劣化対策 ◎その他【①・②】 ・石造物、茶屋跡の調査等の実施	≪地域伝承等の継承／方針３≫ ◎石造物等にまつわる伝承の継承【⑥】 ・伝承の調査、記録化
	≪学習機会と活用基盤の充実／方針４≫ ◎史跡の解説【④・⑤】 ・解説サイン等の更新およびデザインの統一化（サイン計画策定）、必要性検討 ・ガイダンス施設設置の検討 ・本来の道筋の標示・誘導方法の検討 ◎利便性の確保【④・⑤】 ・誘導サイン等の更新およびデザインの統一化（サイン計画策定）、必要性検討 ・便益施設（階段・ベンチ等）の更新および必要性検討 ◎学校・ボランティア等との連携【⑥】 ・学習会や見学会等の開催 ◎その他の基盤整備【⑤・⑥】 ・工作物の景観対策 ・VR等による景観復元
	≪中山道プロモーション／方針５≫（註） ◎情報・魅力発信【⑥】 ・中山道・石仏等に係る冊子等の配布 ・博物館等での関連資料展示 ◎観光団体等との連携【⑥】 ・情報共有や協力の推進

（註）プロモーションでは整備実施、諸調査の成果、地域伝承、その他の情報を包括して発信。

第3節 個別の整備内容

各地区の地形や過去の暫定整備等を踏まえ、以下に具体的な方向性（考え方）と整備手法を掲げます。ただし、以下に掲げる手法は有力な候補ではあるものの、今後の技術・素材の発展等も考慮し、設計の段階で改めて最適な手法や素材、施工区域等を検討します。

なお、整備は基本的に史跡の現状変更等を伴う行為であり、保存活用計画で定めた現状変更等の取り扱い（現状変更等が認められる行為の指針）と整合が図られている必要があることから、以下に保存活用計画で定めた構成要素ごとの指針を記載します（調整が必要な諸要素については省略）。

《【A】本質的価値を有する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
街道・石畳	・調査研究に伴う行為は許可する 例：発掘調査・測量（杭の設置）等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：遺構整備、石造物の転倒防止対策、 獣害防止柵の設置 等（※1）	街道のアスファルト舗装は、 ・琵琶峠地区では原則として許可しない。 ・その他の地区では保存活用にあ資する場合のみ許可する。
一里塚		
石造物等		
茶屋跡等		

（※1）獣害防止柵の設置は、必要最小限の範囲と認める場合のみ許可する。

《【B-1】歴史的価値を有する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
石造物等	・調査研究に伴う行為は許可する 例：石材調査 等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：破損部の修復、転倒防止対策 等	

《【B-2】保存・活用にあ資する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
指定標柱等	・保存活用上必要な行為は許可する 例：新設・更新・撤去 等	新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する
石碑等		新設は原則として許可しない
解説サイン等		新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する
ベンチ等		新設は基礎の掘削・打設が不要な場合のみ許可する
立入防止柵等		新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する
車止め等		

(1) 街道整備・石畳の保存

1) 整備の方向性

暫定整備を活かし、街道（遺構）の掘削を伴わない工法を原則とします。掘削を伴う工法がやむを得ない場合にあっては、可能な限りその規模が小さな工法を用います。排水路の新設（遺構の掘削）はできるだけ避け、既設水路の更新に努めるとともに、更新に際しても過去の掘削範囲に留まるよう努めます。

2) 整備手法

各地区の留意事項と整備の方向性、整備手法を以下に示します。

【鴨之巣～平岩地区】

（資料2 参照）

【琵琶峠地区】

（資料2 参照）

【十三峠 童子ヶ根地区】

（資料2 参照）

【十三峠 地藏坂～炭焼立場地区】

（資料2 参照）

3) 路肩復旧の手法（き損時の迅速な復旧）

十三峠童子ヶ根地区では過去に路肩の崩落が発生しており、周辺では今後も同様の現象が生じる可能性があります。円滑な復旧のため、想定する手法を以下に提示します。

（検討中）

4) その他

将来的な復元整備の可能性、また追加指定を考慮し、古文書、古地図等の調査を行います。

獣害対策については、周辺の環境に配慮しながらソフト面での対応（忌避剤の散布等）を検討します。

樹木の管理については、定期的な巡視を行い、必要に応じて伐採を行います。

土留め柵等の更新については、暫定整備に準じた仕様としますが、随時設置箇所や設置範囲を検討します。

境界杭については、現況杭の維持に努め、必要に応じて高耐久性の杭への更新を検討します。また、標識等の設置については、適切な設置個所を検討して設置に努めます。なお、設置・更新にあたっては史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に従います。

(2) 一里塚の保存

1) 整備の方向性

復元整備のための情報が不足していることから、現状維持を原則とします。ただし、盛土の流失対策や獣害対策を行うとともに、立木の伐採について検討します。

また、今後の復元整備の可能性を考慮し、情報収集のために様々な調査に努めます。

2) 整備手法

【鴨之巣一里塚】

(資料3参照)

【奥之田一里塚】

(資料3参照)

【八瀬沢一里塚】

(資料3参照)

【権現山一里塚】

(資料3参照)

3) その他

将来的な復元整備の可能性を考慮し、一里塚の規模や構造、旧来の景観等の情報を収集するため、古文書、古地図等の調査を行います。また、土質調査等の科学的調査、規模の大きな復旧を行う際には発掘調査等に努めます。

立入防止柵については、当面の間はその維持に努めますが、更新に際しては撤去の可能性も含めて、その必要性を検討します。

(3) 石造物等の保存

1) 整備の方向性

現状維持を原則としますが、地震等による転倒が危惧される場合は、盗難対策を兼ねた手法により対策を講じます。

また、経過観察と調査に努めるとともに、石窟の屋根等が腐朽した場合は景観に配慮して修繕を行います。

2) 整備手法

転倒防止対策…支柱等の設置（固定はワイヤー等を検討）

保存状況の観察…カルテの作成

※劣化防止対策は樹脂の塗布等を検討する。

3) その他

石造物・茶屋跡等の調査（発掘調査・科学的調査）に努める。